

裏面白紙

一 律 第 一〇五七號

書記官長

所謂「追放令」に就ての陸軍關係項の説明に關する件通牒

昭和二十一年六月十四日 第一 律員 省文書課長

樞密院書記官殿

該題の件に關して指令の忠實な履行を期する意味合ひに於て第一 律員
省關係官署に對し別冊の通り通牒せしに付参考の爲送附する

事務官

高

通牒先 關係官廳

裏面白紙

一 律 第 一〇 五 六 號

第一 律 員 官 署 一 般 制

所謂「追放令」に就ての陸軍關係事項の説明に關する件通牒

昭和二十一年六月十四日 第一 律 員 省 文 書 館 長 美 山 要 蔡

首腦の件に關し指令の忠實な履行を期する意味合ひに於て別冊の通り解釈しあるに付参考の爲送附する

通牒先 第一 律 員 部 内 一 段 一 別 に 關 紹 百 論 宛

裏面白紙

33

所謂「追放令」に就ての陸軍關係事項の説明

昭和二一、六、一三
第一復員令

第一 就職禁止、退官、退職に關する件

「就職禁止、退官、退職の内容」

「覺書該當者の内容」

「正規陸軍將校」該當者說明

「陸軍特別志願隊備役將校」該當者說明

「特務機關」に就て

「陸軍警部」に就て

「陸軍憲兵」に就て

「陸軍文官」の説明

第二 教職員の除去、就職禁止及復職に關する件

「教職員の除去、就職禁止の内容」

「陸軍省の文官」の説明

「下士官に就て」

「特幹に就て」

「志願に依る兵に就て」

「五月二十二日附日本政府宛覺書「復員軍人の教育界就職の件」に就て」

「陸軍省會其他の國外の結成禁止等に關する件」

所謂「追放令」に就て陸軍關係事項の説明

昭和二十六年三月一日
第一復員省

前言

所謂「追放令」とは聯合國總司令部軍の覺書たる

(一) 公職より好ましからざる者の罷免及排除方に關する件（昭和二十六年三月一日）

(二) 教職員の審査、精選、認證に關する件（昭和二十六年三月一日）

(三) 政黨協會其他の團体の結成禁止等に關する件（昭和二十六年三月一日）

も間接的に舊軍關係者の就職を併除する結果となつて居る。

以上三件に關しては次々

(一) 昭和二十一年勅令第百九號（一月二十七日）（六月四日附勅令第三百六號及第三百七號にて一部改正）
就職禁止、退官、退職等ニ關スル件

昭和二十一年閣内務省令第二號（二月二十八日）

右施行ニ關スル件

(二) 昭和二十一年勅令第二百六十四號（五月六日）
教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件

昭和二十一年農林省令第一號（五月七日）

右勅令ノ施行ニ關スル件

(三) 昭和二十一年勅令第百一號（二月二十二日）

（六月十二日勅令第三百一十一號で一部改正された）
政黨、協會其ノ他ノ團体ノ結成禁止等ニ關スル件

に依り國內法的に施行せられて居る
甚だ多い。

そこで指令を忠實に實行する意味に於て本件に付特に重要な點誤解
し易き點等に關し陸軍關係事項を参考の爲説明する。

第一就職禁止、退官、退職に関する件

一、就職禁止、退官、退職の内容

所謂追放の内容は

(一)該當者一後述一中現在一級官以上の職にある者を免免し其の者の將來官職へ就くことを禁止すること

(二)以外の者一即ち二級官以下の職に在る者及職に就いて居ない者一でも「官職ヨリ退官若ハ退職セシメラレ又ハ官職ニ就カシメザルコトアルヘシ」となつて居ること一註傍線の箇所が新に書へられた一

(三)該當者國會議員又は市町になることは出来ない。

と云ふのが内容であつて社會通念の公職全部から追放されるわけ

3

註

（一）就職先を制限せらるる官職と云ふのは官廳の三級官以上の職を指すと共に閣令第一號に掲げられて居る限寧された特殊會社等の職員も含めて居るが公共團體の職員とか一般の會社等の職員等は指され居ない一この點は兎角廣く誤解されて居る様である一

2 六月四日附勅令第三百六號で勅令が改正せられ「二級官以下の職に在る者でも退官若しくは退職せしめ得る」旨が追加されたのであるが其趣旨とする所は覺書該當者中所要の者に就て委任以下にある者でも退官若しくは退職せしめ得る

規定を設けられたのであつて覺書該當者全部を官廳の三級官以上

裏面白紙

及關省令第一號（二月二十八日）別表第二の會社・聯合等の全部の職から退かしめる趣旨ではない

六 覚書該當者の内容

該當者は關省令第一號別表第一に掲げられて居るから其順序に従つて説明する

(本文)

ニ、職業陸海軍職員十階級ノ上級ノ者ノ賃及官選

時期ノ如何ヲ問ハズ左ノ地位ノ何レカヲ占メタルヨトアル一事

ノ者

ノ元帥府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又ハ最高等戰爭指導會議ノ一員。

(説明)

右は構成員或ひは部員を意味する

(本文)

2 正規陸軍將校

陸軍補充令（陸軍補充條例其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ム）

ノ正規ノ任用規定ニ依リ現役將校（從前ノ將校相當官ヲ含ム）

ニ任用セラレ將校任用ノ當初ヨリ陸軍武官服役令（陸軍軍人服役令陸軍服役條例其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ム）ニ依ル現役ニ服シタル者

(説明)

右の該當者は左の如きものである

- (一) 陸軍士官學校出身者で少尉に任官した者
- (二) 陸軍航空士官學校出身者で少尉に任官した者
- (三) 陸軍經理學校出身者で少尉に任官した者
- (四) 専門學校以上の卒業者で志願して現役各部將校に任官した者

三、右に列挙した以外の者は該當して居ない即ち本文にある通り「正規ノ任用規定ニ依リ現役將校ニ任用セラレ」と「

將校任用ノ當初ヨリ武官服役令ニ依ル現役ニ服シタル者」

との二件を注意する必要がある。

(一)技術候補生及軍醫候補生より將校になつた者（通稱短期現役）は該當しない（一復第七七一號）

昭和十四年勅令第四八六號（昭和八年勅令第六號）によると其第七條（第四條）には

技術候補生ヨリ將校トナリタル者（…衛生部醫官ニ任ゼラレタル者）ノ現役期間ハ任官ノ日ヨリ起算シ二年トシ其ノ現役期間滿ツル日ノ翌日ヨリ之ヲ豫備役ニ服セシ

ム但シ引續キ現役ニ服スルコトヲ志願スル者アルトキハ

陸軍大臣之ヲ許可スルコトヲ得

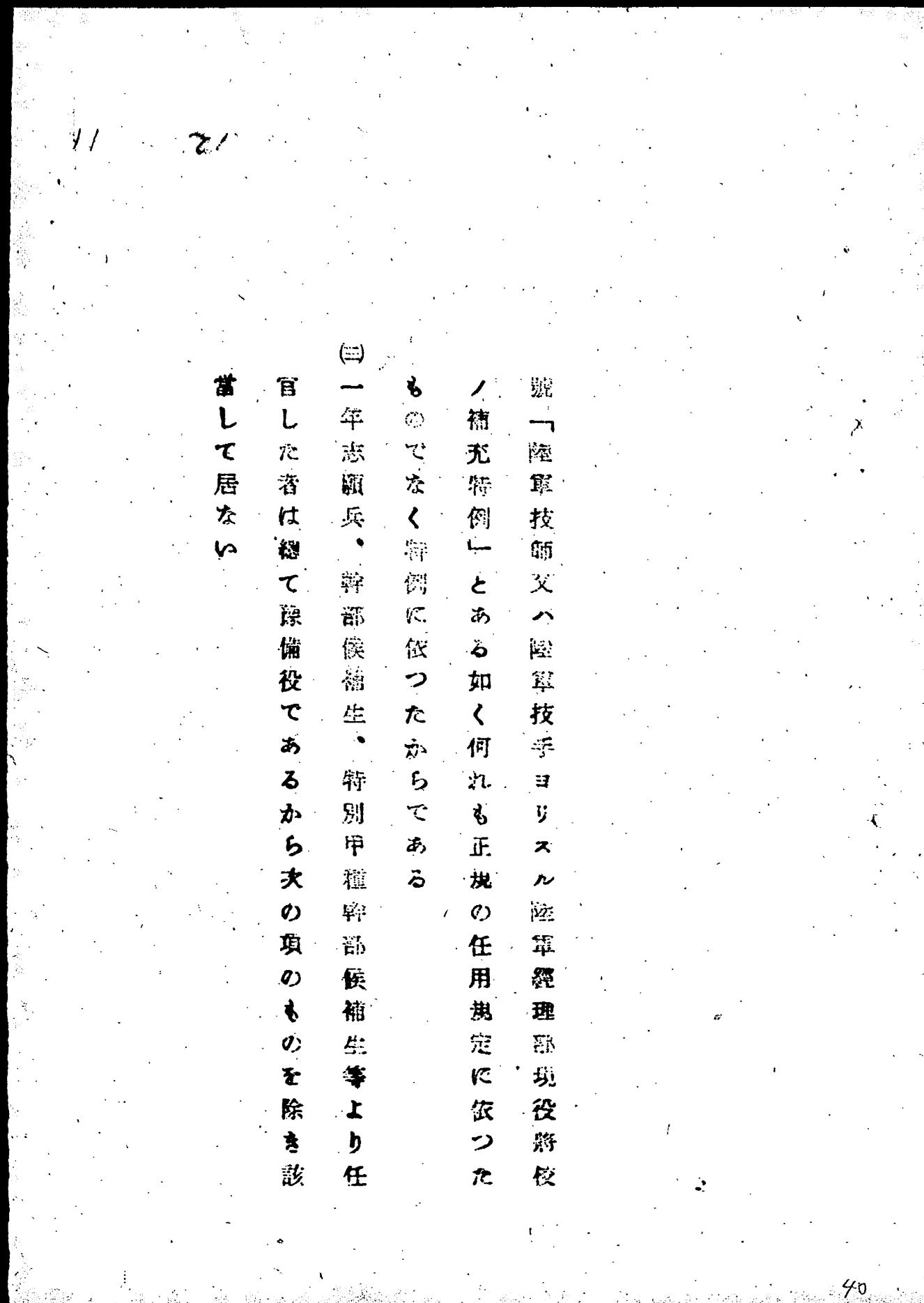
前項但書ノ規定ニ依リ引續キ現役ニ服スルコトヲ許可セラレタル者ノ爾後ノ服役ハ陸軍武官服役令ニ依ルと規定されて技術候補生及軍醫候補生から將校となつた者は服役延期の有無に拘らず「任官ノ當初ヨリ武官服役令ニ依ル現役」に服した者でないので從つてこれに該當しない

(二)陸軍文官（技師、法務官等）より陸軍技術部、經理部及法務部等各部現役將校に任用せられた者は該當しない即ち右の任用は一例を舉ぐれば昭和十七年勅令第四三六

裏面白紙

號「陸軍技師又ハ陸軍技手ヨリスル陸軍經理部現役將校ノ補充特例」とある如く何れも正規の任用規定に依つたものでなく特例に依つたからである

(二)一年志願兵、幹部候補生、特別甲種幹部候補生等より任官した者は總て豫備役であるから次の項のものを除き該當して居ない



(本文)

3. 陸軍特別志願豫備將校

幹部候補生、操縦候補生等ヨリ豫備役將校ト爲リタル者ニシテ昭和十四年勅令第七百二十一號ニ依リ志願ニ基キ現役ニ服シタル者

(説明)

右の表題を見ると「特別志願豫備役將校」となつて居るが其の内容は勅令第七三一號で現役に服した者とせられて居る點に注意を要する

即ち其勅令を摘記すると

幹部候補生等ヨリ將校ト爲タル者ノ役種變更ニ關スル件

第一條 當分ノ内豫備候補生特別操縦見習士官、特別甲種

幹部候補生、幹部候補生、操縦候補生、一年志願兵又ヘ一

年現役兵ヨリ豫備役將校ト爲リタル者ニテ左ノ各號ニ該當

シ現役ニ服スルコトヲ志願スルモノハ之ヲ現役ト爲スコト

ヲ特

一 昭和八年勅令第十二號ニ依リ充用セラレアル者（註これ

を該の特別志願將校と言ふ

二 陸軍憲兵學校、陸軍士官學、仙臺陸軍飛行學校、陸軍

兵器學校、陸軍經理學校、軍醫學校、陸軍獸醫學校

又ハ陸軍大臣ノ定ムル部隊於テ概不一年間必要ナル學

術ヲ修得シ現役將校タルニスル者

となつて居る

即ち實験問題としては特別志願將校で各學校の丁種學生を終へ現役に服したもののが該當することになる。

〔平文〕

6 憲兵隊、特務機關、海軍特務部又ハ其ノ他ノ特別若ハ秘密諜報機關又ハ陸軍機關又ハ陸海軍監察機關ニ於テ又ハ之ト共ニ勤務スル武官

兵又ハ軍屬

〔説明〕

一、一段の特務機關關係者は該當しない

右の規定は特務機關で然も「特別若ハ秘密諜報機關又ハ陸海軍監察機關」であるものを意味して居る從つて單なる行

政事務に任じて居た一段特務機關に勤務した者は該當しない。

二、陸軍監察部は該當しない

古領地統治要員で陸軍監察部なる官があつた（昭和十七年勅

令第一三三號参照）

右陸軍監察部は其名稱故に原職たる巡査等への復職を拒否されて居る例があるが陸軍監察部は現地に於ては憲兵隊に勤務したのではなく行政機關の一段警察に任じたに過ぎない。

従つて指令該當者ではない

三、終戦後の臨時憲兵は該當しない

終戦後聯合國軍の進駐前に其進駐地域内の日本軍は他に移

兵を命ぜたのであるが其際聯合國軍の承認の下に一部の軍隊は臨時憲兵隊に改編せられ至短期間治安維持に任じた。右の隊員が臨時憲兵であつて其性質上該當しないのは當然である。

勅助憲兵となつたことある者も該當しない。

臨機の必要で憲兵隊の勤務を補助せしめる爲に一般兵科の者に一時的に補助憲兵を命ずる制度であつて補助憲兵は一擇の憲兵とは其性質は異つてゐる。

二本 文

7陸軍省 一但シ昭和二十年九月二日以降任命セラレタル若ヲ除

17

大臣、次官、政務次官、參議官、高級副官、勅任官以上ノ總
テノ文官又ハ通常勅任官以上ノ者ニ依リ占メラルル地位ニ在
ル總テノ文官

（説明）

右で開題となるは勅任文官であるが

7陸軍省に勤務した勅任文官を指して君て陸軍部内全般の勤
任文官（陸軍教授、陸軍司政長官、陸軍技術第一等）をして
居るのである。

三、専門政長官等が現地より内地回遊するに方つては通常陸軍
省軍務局附に勤務せられたれどこれは初級半導管の陸軍
指揮であるつて一段の陸軍省勤務の勤任文官とは趣を異にし

て居る

従つて指令該當否ではない

(本文)

六 占領地ノ行政長官等

左ノ地位ニ在リタル者

5 占領印度

6 「マライ」

(内容略)

11 其ノ他

(説明)

右各項は隸屬として關係あるが特に説明する點はない

第二 教職員の除去、就職禁止の内容

（一）教職員の除去、就職禁止の内容
（二）其内容は該當者へ后述一部を教職より去らしめ且今後これに就くことを禁じたものであつて一般の公職退放よりは云はば程度である

（三）右に云ふ「教職」の範囲は勅令及省令に明示されて居るが左の如きものである。即ち

總ての學校の校長及教員
指定された範囲の教育關係の官公吏
學校等の經營者役員等

二 該當者の内容

該當者の内容は昭和二年三月の旨令に左の如く示されて居るから其順序に説明する。

（本文）

教職員不適格者として審査委員會にかけないで指定を受けるべき者の範囲は左の通りとする。

（四）昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書「公務從事に適せざる者の公職よりの除去に關する件附覺書A號」に該當する者その他すべての職業軍人

（説明）

（五）附屬書A號に該當する者は前述第二で説明した所の内務省令第一號別表第一に該當する者即ち一般の退放令該當者である。予右の他に「その他すべての職業軍人」とあつてその内容は省令では明かでないが文部省で知り得た聯合國側の意圖は

志願に依る下士官及兵士を指して居る、従つて左の如く解せらるる

（六）一般の現役下士官は該當する

（七）現役下士官となるには必ずある時期（下士官候補者となる

時或ひは學校に入校の際等」「志願」の過程を経て居る點に注意すべきである。

特に兵より引續き永く應召したものは、下士官に任官すると同時に謹備役となつて居るのであるが本人は存外そのことを知らずに居るから官廳等で履歴審査をする場合注意すべきである。

(1) 特別幹部候補生出身者は該當しない。

特別幹部候補生は一年半の教育の後六ヶ月間下士官として現役に服する制度で特幹出身者は必ずしも永く軍務に服しひ度の希望を持つたものとは限らないからである。

（昭和十八年勅令第九二二號）

(2) 志願に依る兵に就いて

(1) 一般の志願兵は該當しない。

通情「令七條志願」と云はれて居るが

兵役法施行令

第七條 現役兵八年令十七年以上徵兵滿期未滿者ニシテ

テ現役兵トシテ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年在營スルコトア志願スル者ヲ以テ之ニ充ツルコト

ヲ得

に依つたものである。

右の條令でも判る通り名前は志願兵であるがそれは一般の者より早く入營し早く服務を終へ度いと云ふことを志願する者であつて必ずしも永く職業としての兵とならふと云ふものではないからである。

(2) 兵として該當するものは

「永く軍務に服することを志願した兵」と解すべきであつて下士官候補者となつた後の兵、志願や服役を延長した後の兵等が含まれると解せられる

(3) 所謂少年飛行兵、(機車兵)、(通信兵)等は兵ではなく正式には飛行學校生徒(少年機車兵學校生徒)、(少年通信兵學校生徒)と呼ばれ生徒であるから學校を卒業しなかつた者は該當して居ないと解すべきである

(本文)

六、職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者、恒し陸軍又は海軍の諸學校に勤務した文官である教官は、この限りではない

(説明)

文部省の聯合國側との交渉の結果の見解としては

十年とは通算すること

應召の期間も含む

として居るから右で其範囲は判ることと思ふ

三、五月二十二日日本政府宛覺書「復員軍人の教育界就職の件」に就

右指令は復員軍人の教職就職の制限を撤廃された如き印象を與へられたのであるが其の趣旨は
一、五月七日發令の勅令第二六三號に依る資格審査に通つた者は教職に就くことが出来る
と云つて居るので前に述べた一般所謂「職業軍人」は其命令で當然資格を認定されないので就職は出来ないのである
即ち右指令は昭和二〇、一〇、三〇、附
「職業軍人」でなくても十月三十日以後復員したものは教職に就くことを禁止し且元教員だつた者は復職よろしいが教育に從事することは禁止する
旨の指令のみを解除したものである

第三 政黨・協會其の他の團體の結成禁止等の件

本件に就ては一月四日の指令に基く昭和二十一年勅令第百一號（昭和二年二月二十二日）（六月十二日始令第三百十二號で一部改正）に規定されて居る。而して其の一條で

一、七の好ましからざる種類を擧げ此部類に屬する政黨・協會其の他の團體は結成を禁止されて居る。

尙其の第四條には左の通り規定されて居る。

（本文）

左ノ各號ノ一ニ該當スル團體ハ内務大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ第一條第一項ノ團體（註即ち結成を禁止せらるべき）ト看做ス

一、其ノ主要役員ノ執レカカ左記ノ一ニ該當スルモノ

（1）略

（同）昭和五年一月一日以後現役ニ在リタル正規ノ陸海軍ノ將校又ヘ特別志願豫備役將校タリシ者

（同）憲兵隊・特務機關・海軍特務部又ヘ其ノ他ノ陸海軍警察機關ノ特殊若ヘ機密諜報機關ニ勤務シタル者又ヘ之ト協力シタル者

（二）略

（説明）

一、右の次第であるから遂に同様に該當するものは、政黨・協會其の他の團體の主要役員の位置からは追放されることになる。

（三）該當者

（同）は既述の團體（内務省令第一號別表第一の二の二及び3と同様）であり

のは同しく別表第一の二のと同様と解釋するを至當とする。

三、團體の範囲

第四條では單に團體と云ふれ其の範囲が調査でないが本指令は全般に「政黨・協會其他の團體」となつて居るし、又好ましくない目的として挙げられて居る條項よりも見ても「團體」とは「思想團體・政治團體」等の部類に屬するものを指して居るものと判断されるのである。

然し乍ら法律的には如何なる法人（營利會社も）も團體には運びないので内務省令を出して

營利を目的とする團體

内務大臣の指定したる團體

特に内務大臣の許可したる團體

は除外する旨である。

四、主要役員の範囲

主要役員とは何を指すかは規定はないが其の會を運営するに重大影響ある位置を意味するとそれが聯合軍の意圖を忠實なる所以である。